

SPDR®ユーロ・ストックス 50 ETF (FEZ)

交 付 運 用 報 告 書

2020年9月30日に終了した計算期間

免責事項

この運用報告書は SPDR[®]インデックス・シェアズ・ファンズの 2020 年 9 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、Annual Report およびこの運用報告書との間に齟齬が生じた場合、Annual Report が優先されることにご留意下さい。

また、Annual Report には SPDR[®]インデックス・シェアズ・ファンズを構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、この運用報告書には日本で販売されたファンドのうち特定の 1 つのファンドの情報のみが掲載されています(但し、「財務書類に対する注記」および「その他の情報(未監査)」は、当該日本で販売された全てのファンドの情報が記載されています)。

(注) 本書に記載の「ドル」または「\$」は、別段の記載がある場合を除き米ドルを指します。

本書において、米ドルの円貨換算は、2021 年 2 月 12 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=104.74 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務書類を構成するものではありません。

交付運用報告書は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面です。その他の内容については、運用報告書(全体版)に記載しております。

運用報告書(全体版)は、受益者の方からのご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

パフォーマンスの概要に対する注記(未監査)

本ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)でのトータル・リターンに関するパフォーマンス・チャート(市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマーク指数)は、比較目的のためにのみ提供され、対象期間について示す。本ファンドの受益権 1 口当たり NAV は本ファンドの受益権 1 口の価値であり、資産合計額から負債合計額を差し引いた額を発行済受益権口数で除することによって算出される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの NAV 計算時の本ファンドの受益権が上場されている取引所における最高の買い呼び値と最低の売り呼び値の中間値を用いて決定される。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。インデックスのリターンは収入、損益、配当および他の収入の再投資全てを反映する。

ユーロ・ストックス 50®指数は、19 種あるユーロ・ストックス・スーパーセクター指数の構成銘柄のうち一部の最大手企業のパフォーマンスを表象するために設計されている。ユーロ・ストックス・スーパーセクター指数はユーロ・ストックス指数のサブセットである。ユーロ・ストックス指数は、広範でありながら流動性のあるストックス・ヨーロッパ 600 指数のサブセットである。ユーロ・ストックス指数はユーロ・ストックス・トータル・マーケット指数の浮動株時価総額の約 60%を占めており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット指数は表象された国の浮動株時価総額の約 95%をカバーしている。

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察(未監査)

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF(以下「本ファンド」という。)は、ユーロ・ストックス 50 指数のトータル・リターン・パフォーマンスに概ね対応する投資結果(手数料および費用控除前)を実現することを目指している。本ファンドのベンチマークは、ユーロ・ストックス 50 指数(以下「本インデックス」という。)である。

2020 年 9 月 30 日に終了した 12 カ月間(以下「報告期間」という。)、本ファンドのトータル・リターンはマイナス 1.65%、本インデックスのトータル・リターンはマイナス 1.72%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用費用を反映している。本インデックスは運用されているものではなく、そのリターンは、リターンに悪影響を及ぼすいかなる種類の手数料も費用も反映していない。運用報酬、キャッシュ・ドラッグ、および証券組み入比率の相違の累積的な影響が、本ファンドのパフォーマンスと本インデックスのパフォーマンスの相違の一因となり、報告期間における本ファンドのパフォーマンスの主要な原動力となった。

本ファンドのパフォーマンスは、主に COVID-19 をめぐる不確実性によって影響を受け、これには、政府による強制的ロックダウン、および前例のない財政・金融刺激策が含まれる。当年度は好調に滑り出し、1 月にはプラスのパフォーマンスを達成した。しかし、中国から発生した新型コロナウイルスが、欧州全域に拡大し始めたことから、2 月の世界的なリターンへの重しとなり始めた。ウイルスおよび各国の感染抑制措置による経済への影響をめぐる不確実性が、リスクオフの心理を駆り立てたことにより、株式価値は 3 月を通して低下した。3 月のロシアとサウジアラビアによる OPEC 協議の決裂により、石油価格が 1999 年以來の最低水準まで急落したことも、世界市場に悪影響をもたらした。第 2 四半期には、OPEC プラス各国間の協調の強化、世界の中央銀行によるサポート、および財政刺激策が景気を後押ししたことによって、石油価格と世界の株価がともに回復し始めた。4 月に失業率や小売売上高の減少など、経済指標の低迷が報告された後、5 月には明るいデータが続き、ロックダウンと刺激策が功を奏したことを示唆した。第 3 四半期には、ユーロ圏の成長は一様ではないものとなり、感染率の上昇を受け、想定外の好材料はほとんどなかった。観光とホスピタリティ産業への依存度が高いイタリアとスペインは、ドイツやフランスなどの諸国と比較して低迷した。英国の欧州連合離脱をめぐる不確実性の継続も、依然として英国および欧州の回復機運に対するリスクとなっている。欧州のプラスのパフォーマンスは、一般消費財・サービスおよび資本財・サービスによって牽引されたが、金融およびエネルギーが悪化要因となった。

本ファンドは報告期間中にデリバティブに投資していない。

個別銘柄レベルでは、報告期間における本ファンドのパフォーマンスに最も貢献したものは、Siemens、SAP、ASML であった。当報告期間における本ファンドのパフォーマンスに最もマイナス寄与したものは、Banco Santander SA、Airbus SE、および TOTAL SE であった。

運用報告書(全体版)における財務書類に対する注記を参照

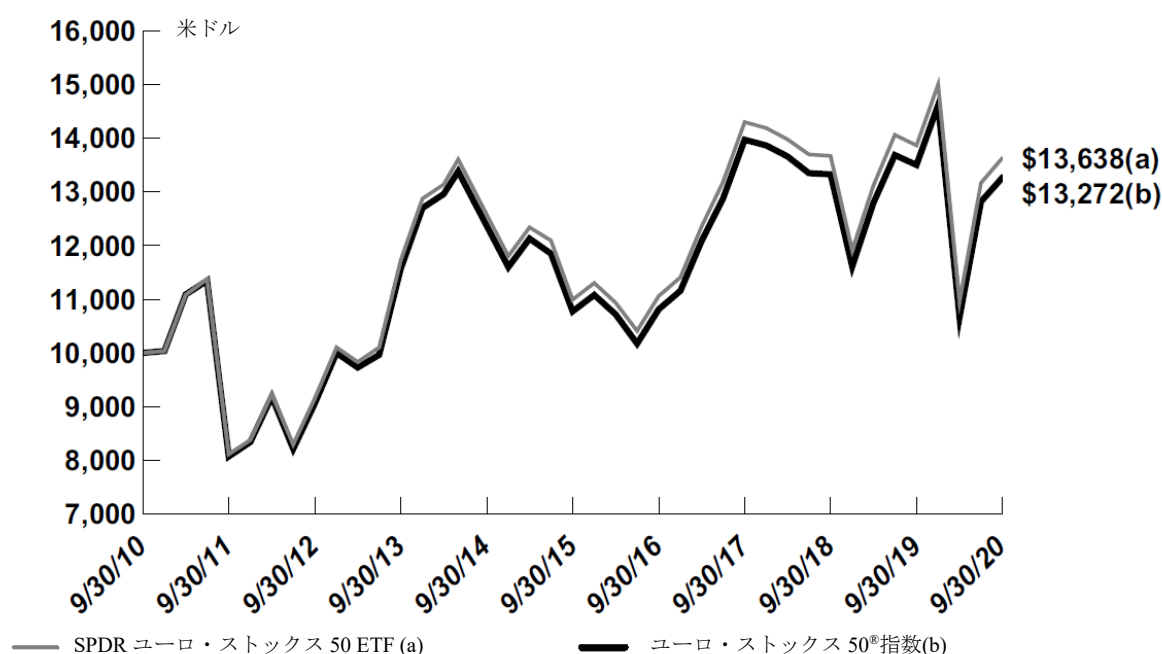
上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのポートフォリオ・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザー全体の見解を反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものとする責任を負うものではない。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、ファンドのために取引を行う意思を示すものとして、この見解に依拠することはできない。

SPDR ユーロ・ストック50 ETF
パフォーマンスの概要(未監査)

2020年9月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン			平均年間トータル・リターン		
	純資産価額	市場価格	ユーロ・ストック50 指数	純資産価額	市場価格	ユーロ・ストック50 指数
1年	(1.65)%	(1.74)%	(1.72)%	(1.65)%	(1.74)%	(1.72)%
5年	24.07%	23.53%	23.17%	4.41%	4.32%	4.26%
10年	36.38%	36.66%	32.72%	3.15%	3.17%	2.87%

投資額10,000ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



折れ線グラフは、累積トータル・リターンに基づく。

直近の目論見書の手数料および費用表に記載されているSPDRユーロ・ストック50 ETFの総経費率は、0.29%である。2020年9月30日に終了した年度の総経費比率については、財務ハイライトを参照のこと。

記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンおよび元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、www.ssga.comをご覧ください。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。詳細については、1ページの「パフォーマンスの概要に対する注記」を参照。

運用報告書(全体版)における財務書類に対する注記を参照

SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF
ポートフォリオの統計(未監査)

2020年9月30日現在の保有額上位10位

内容	純資産に対する百分比 (%)
SAP SE	6.1%
ASML Holding NV	5.6
Linde PLC	4.7
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	4.4
Sanofi	4.1
Siemens AG	3.4
TOTAL SE	3.2
Unilever NV	3.0
Allianz SE	2.9
L'Oreal SA	2.8
合計	40.2%

(保有額の上位10位は変動する可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

2020年9月30日現在のセクター別内訳

	純資産に対する百分比 (%)
一般消費財・サービス	15.9%
情報技術	15.2
資本財・サービス	13.5
金融	11.5
生活必需品	11.2
素材	10.4
ヘルスケア	7.8
公益事業	5.9
エネルギー	4.0
通信サービス	2.8
不動産	1.3
短期投資	0.8
その他の資産を超過する負債	(0.3)
合計	100.0%

(本ファンドの産業内訳は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変動する可能性がある。)

財務ハイライト

各期間中の発行済受益権1口当たりの要約データ

	SPDRユーロ・ストックス50 ETF				
	年度終了日 2020/9/30	年度終了日 2019/9/30	年度終了日 2018/9/30	年度終了日 2017/9/30	年度終了日 2016/9/30
	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
期首純資産額	\$ 37.79	\$ 38.35	\$ 41.30	\$ 32.76	\$ 33.77
投資活動による利益(損失)					
純投資利益(損失) (b)	0.81	1.02	1.17	1.04	1.05
正味実現および未実現利益 (損失) (c)	(1.46)	(0.49)	(2.89)	8.34	(0.83)
投資活動による合計	(0.65)	0.53	(1.72)	9.38	0.22
正味平準化貸記額および借記 額(b)	(0.00)(d)	(0.01)	(0.08)	0.13	(0.06)
受益者への分配金原資の内 訳:					
純投資利益	(0.74)	(1.08)	(1.15)	(0.97)	(1.17)
期末純資産額	\$ 36.40	\$ 37.79	\$ 38.35	\$ 41.30	\$ 32.76
トータル・リターン (e)	(1.65)%	1.43%	(4.40)%	29.30%	0.62%
比率および補足データ:					
期末純資産(単位:1,000)	\$ 1,747,270	2,050,307	\$ 3,108,379	\$ 4,555,667	\$ 2,538,715
平均純資産に対する比率:					
費用合計	0.29%	0.29%	0.29%	0.29%	0.29%
純投資利益(損失)	2.21%	2.80%	2.89%	2.83%	3.13%
ポートフォリオ・ターンオー バー比率 (f)	9%	6%	7%	4%	7%

- (a) 2020年9月30日に終了した年度より、本ファンドはアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーによる監査を受けている。過年度については、別の独立登録会計事務所による監査を受けている。
- (b) 受益権1口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当期間の受益権1口当たりのデータをより適切に示している。
- (c) 発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連した本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額の変動と一致していないことがある。
- (d) 金額は受益権1口当たり0.005ドル未満である。
- (e) トータル・リターンは、受益権が各報告期間の初日に純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、各分配金の支払日に受益権1口当たり純資産額で再投資されることを前提としている。1年未満の期間についてのトータル・リターンは年率換算されない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (f) ポートフォリオ・ターンオーバー比率は、現物による設定または償還により受け渡しされた証券を除外している。

デリバティブ金融商品

先物取引

本ファンドは、本ファンドの目的を達成するために、先物取引を行う場合がある。先物取引とは、標準化された取引所取引であり、一定の金融商品を定められた価格で売買することを先日付で約定するものをいう。先物取引の約定時に、本ファンドは、ブローカーに対して、清算機関が求める当初預託証拠金の額に相当する額の証拠金(現金または有価証券)を預託しなければならない。その後の支払いは、契約価額(累積)、為替および/またはその他の取引手数料の日々の変動に応じ、本ファンドが支払い、または支払いを受領する。当該支払いの累計額は、相当額が未実現損益と相殺された上で未収または未払いの変動証拠金として計上される。本ファンドは、当該契約が終了した時に実現損益の認識を行う。

契約期間中に、原商品の市場金利または価値に不利な変動が生じたことに起因して先物取引価格が下落した場合、または取引相手が契約に基づき履行しなかった場合、損失が生じる可能性がある。また、先物取引の利用には、先物取引の価格変動が当該取引の原資産の価格変動と相関しないというリスクも伴う。

スワップ

一部のファンドは、本ファンドと相手方が、指定された想定元本によって定期的に純額を決済するか、または終了時に純額を決済することを合意するスワップ契約を締結する場合がある。スワップ契約は、店頭市場において非公開で交渉され、二者間契約として締結される(以下「BL OTC」という。)か、または中央で清算される(以下「中央清算スワップ」という。)。スワップは、毎日時価評価され、価値の変動は未実現増価(減価)として記録される。

BL OTCスワップは、ファンドと相手方ディーラーとの間の取引で、スワップの有効期間にわたり、二者間でキャッシュフローが交換される。BL OTCスワップについて、前払プレミアムは資産として、受領した前払手数料は負債として計上され、これらは貸借対照表において、それぞれ前払スワップ契約手数料および前受スワップ契約手数料として表示されるとともに、BL OTCスワップの有効期間にわたり、実現損益に対して定率で償却される。本ファンドによって受領または実行されたBL OTCスワップの支払いは、それぞれ実現利益または実現損失として損益計算書に計上される。BL OTCスワップが終了した場合、本ファンドは、最終取引による手取金(または最終取引の原価)と、本ファンドの契約上のベーススの差額に等しい金額を、実現利益または実現損失として計上する。一般的に、契約上のベーススは、受領されたまたは支払われた手数料である。

中央清算されるOTCスワップは、本ファンドと相手方ディーラーの間の取引で、清算機関を通して先物取引次業者(FCM)によって清算される。清算が終わると、清算機関は中央清算機関(以下「CCP」という。)としての役割を果たし、ファンドは、先物契約における取引と同様に取引の継続期間にわたり、CCPとキャッシュフローを交換する。

本ファンドは、ブローカーを通してCCPとやり取りする必要がある。中央清算スワップの開始に当たり、

本ファンドはブローカーに対して現金または証券の形で当初証拠金の預託することを要求され、その金額は特定のスワップの規模およびリスク・プロファイルによって異なる。当初証拠金として預託される証券がある場合、投資一覧において指定され、預託される現金は分別され、トータル・リターン・スワップの担保に係る未払金として貸借対照表に計上される。中央清算スワップの評価の日々の変動は、変動証拠金に係る未収金または未払金として貸借対照表に計上される。終了時を含め、相手方から受領する(または相手方に支払う)支払いは、実現利益(損失)として損益計算書に計上される。二者間OTCスワップと中央清算OTCスワップのいずれの場合も、支払いは指定された間隔によって交換され、契約の発効日から毎日発生し、実現利益または(損失)として計上される。一部のスワップは、発効日以前に終了し、終了時に利益または損失を実現する場合がある。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップはキャッシュフローの交換が行われる契約で、一方の当事者が、固定または変動金利の支払いと引き換えに、原金融商品のトータル・リターン(クーポンにキャピタルゲイン/ロスを加える)について支払いを約束するものである。取引の原金融商品または原インデックスのトータル・リターンが、相殺する金利債務を上回るか下回る範囲において、本ファンドは相手方から支払いを受領するか、または相手方に支払いを行う。

2020年9月30日に終了した年度において、本ファンドはトラッキング・エラーの削減および日々の流動性促進のために、キャッシュ・エクイタイゼーションに関するトータル・リターン・スワップ契約を締結した。

デリバティブに関連するリスク

デリバティブ金融商品には、様々な程度で、貸借対照表で報告されている金額を超える信用、市場および/または金利リスクが伴う。このようなリスクには、それらの契約について流動性のある市場がないこと、契約相手方が債務を履行しない、または契約条件の意味について異議を唱えること、ならびにこれらの取引に関連する金利および/または市場価値が不利に変動する可能性のあることが含まれる。

デリバティブ取引は投資レバレッジをもたらし、激しい変動性を伴う可能性がある。ヘッジ目的を除くデリバティブの利用は、投機的とみなされる場合がある。本ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、将来のエクスポージャーは無制限となる可能性がある。デリバティブ商品の価値は、本ファンドのデリバティブの相手方が、取引の下における債務を履行する能力と意志によって左右される。流動性のある流通市場は、常に本ファンドのデリバティブ・ポジションに対して存在するとは限らず、本ファンドがデリバティブ取引の公正市場価値を確定し、デリバティブ・ポジションを一括清算する能力に影響する可能性がある。デリバティブの利用は本ファンドのパフォーマンスを補完することを目的としているが、一方でリターンを減少させ、ボラティリティを高める可能性がある。デリバティブ商品に関連するリスクの測定は、全ての関連取引および相殺取引を考慮に入れた場合のみ、意味をなすものとなる。本ファンドは、これらのデリバティブ商品の下における債務に対応するために、流動資産を確保しておくか、またはその他の適切な措置を講じなければならない。

先渡外国通貨契約および一部のスワップ契約を含む一部のデリバティブは、各相手方と個別に交渉されるISDAマスター契約の条件に基づき、店頭(以下、「OTC」という)で締結される。ISDAマスター契約は、特定のOTCデリバティブに適用される本ファンドと相手方の間の二者間契約であり、特に、担保差入条件、および債務不履行および／または終了事由が生じた場合のネットティング条項を規定している。ISDAマスター契約に基づき、本ファンドは、一定の状況の下で、相手方との間で、一部のデリバティブ金融商品に係る未払金および／または未収金を、保有担保および／または差入担保と相殺し、単独の純支払を行うことができる。ISDAマスター契約の規定は、一般的に、相手方の破産または支払不能の場合を含む債務不履行事由が生じた場合において、単独の純支払を認めている。特定の法域の破産法または倒産法は、破産、支払不能などの事象の際に、相殺する権利を制限または禁止している場合がある。さらに、一部のISDAマスター契約は、本ファンドの純資産が規定の比率分減少するか、または本ファンドがISDAマスター契約の条件を履行できなかった場合に、相手方が満期前にデリバティブ契約を終了することを認めている。その結果、本ファンドは相手方に対して負っている純負債の期限の利益を喪失することになる。

ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブについて、必要な担保は通常、同契約に基づく各取引の時価評価額を相殺し、その金額を本ファンドおよび相手方によって現在差し入れられている担保の価値と比較することによって計算される。本ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保、および相手方から受け入れた現金担保がある場合は、貸借対照表上にそれぞれ、差入現金担保、および、受入現金担保として別々に報告される。本ファンドが差し入れまたは受け入れた非現金担保がある場合は、本ファンドの投資一覧に注記される。想定元本金額は、原金融商品に対するエクスポージャーの金額を計算するために使用される構成要素の1つであるが、契約に基づいて受け渡しされる金額ではない。したがって、信用リスクは、相手方から受領する金額に限定される。潜在的な相手方の債務不履行による信用リスクを削減するために、本ファンドは、受託者会によって承認されたSSGA FMによって信用力が推奨された相手方とスワップ契約を締結する。本ファンドは、指数、証券価値または金利の変動に伴う市場リスクを負っている。

手数料および関係会社との取引

投資顧問報酬

本トラストは、本ファンドに代わり、SSGA FMと投資顧問契約を締結している。本ファンドに対するそのアドバイザー・サービス、提供されるファシリティ、およびアドバイザーが負担する費用のために、各本ファンドは、各本ファンドの日次の平均純資産額に対し以下の表で示される割合に基づいて日々発生して毎月支払われる報酬（以下「運用および投資顧問報酬」という。）をアドバイザーに支払う。

	年間割合
SPDR ユーロ・ストックス 50 ETF	0.29%

アドバイザーは、時に、自身の運用報酬の全部または一部を放棄する場合もある。アドバイザーは、2021年1月31日まで、各本ファンドに関して取得ファンドの全ての報酬および費用(取得ファンドにおける現金管

理のための保有証券(もしあれば)を除く。)に相当する金額の、自身の運用報酬の一部の放棄、および／または費用の払戻しについて契約上同意している。この権利放棄および／または払い戻しにおいては、放棄され、または払い戻された金額をアドバイザーが回収することは規定していない。この権利放棄および／または払い戻しは、受託者会の承認がない限り、2021年1月31日より前に終了することはできない。

アドバイザーは、各本ファンドの全ての費用を支払うが、運用報酬、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得ファンドの報酬および費用、その他の特別費は支払わない。アドバイザーは、投資顧問契約に基づきアドバイザーにより支払われない報酬および費用(もしあれば)を適用する前の SPDR MSCI 全世界株式(除く米国)ETF の年間本ファンド運営費用純額が本ファンドの日々の平均純資産の 0.30%に制限されるよう、2021年1月31日まで運用報酬もしくは投資顧問報酬の一部を放棄すること、および／または特定の費用を返金することを契約により同意している。

かかる報酬等の放棄および／または費用返金合意書には、過去にアドバイザーが放棄した報酬等について、アドバイザーの回収権を規定していない。アドバイザーは、毎年、こうした放棄および／または返金を続けるかもしれないが、2021年1月31日以降、アドバイザーがそのようにするという保証はなく、また、当該放棄および／または返金は、随時、撤回または訂正され得る。2020年9月30日に終了した期間中、SPDR MSCI 全世界株式(除く米国)ETF については、\$625,380(65,502,301 円)が放棄された。

アドミニストレーター、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人

SSGA FM はアドミニストレーターを務めており、アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人を務めている。ステート・ストリートは、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

販売業者

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)(以下「SSGA FD」または「販売業者」という。)は、アドバイザーの関係会社で、本トラストの販売業者を務める。

関係会社とのその他の取引 - 証券貸付

ステート・ストリート(本ファンドの関係会社)は、2017年1月6日付修正・訂正済み証券貸付許可基本契約書(改訂版)に従って本ファンドの証券貸付代理人を務める。

ステート・ストリートが現金担保または手数料収入の投資により回収した手取金は、(証券貸付契約の条件に基づきステート・ストリートに支払うその他の額の控除後に)85%が本ファンドに、15%がステート・ストリートに、それぞれ配分される。

また、貸付業務の現金担保は、SSGA FM が投資アドバイザーを務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・ポートフォリオ II (State Street Navigator Securities Lending Portfolio II)(関係ファンド)に投資される。証券貸付に関する情報については注記 9 を参照されたい。

関係会社とのその他の取引

本ファンドは、関係事業体(ステート・ストリート・コーポレーションが発行した証券を含む。)、関係性を有するファンド、または本ファンドがその議決権付証券もしくは発行済み株式の 5%超を所有することにより関係会社とみなされる事業体に投資することができる。2020 年 9 月 30 日に終了した期間のそれら取引に関係する額は、投資一覧で開示される。

保管会社への債務

特定の状況において、本ファンドは、費用の支払い、資本取引、証券取引、投資業務またはデリバティブ取引に起因して保管会社に当座借越を行うことができる。保管会社への債務(もしあれば)の金額は、本ファンドの関係会社である保管会社としてのステート・ストリートでの当座借越金を反映する。

受託者の報酬

1940 年法で定義される本トラスの「関係者」ではない本トラスの受託者(以下「独立受託者」という。)の手数料および費用は、本ファンドから直接支払われる。独立受託者は、会議への出席および業界のセミナーに関する旅費その他の現金支払費用について償還を受ける。

本報告書に含まれる情報は、本トラスの受益者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラスに関する重要な情報を含む本トラスの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書およびSAIは、1-866-787-2257に電話して販売会社から入手することも、www.ssga.comのサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。